

第二百二十号議案

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年十二月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。
別表二の部一の項中

イ 住戸ごとの申請の場合	申請戸数が一戸のもの	四十七万円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二戸以上五戸以下のもの	九千四百円	
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が六戸以上十戸以下のもの	一万六千円	
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	二万七千円	
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	四万五千円	
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	八万二千元	
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	十三万一千円	
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	十七万円	

を削り、

ロ 一の建
築物の申
請の場合

(イ) 住戸の部
分（人の居
住の用途に
供する部分
に限る。以
下同じ。）

(ロ) 共用廊下
等の部分
（住宅の用

一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が三百一戸以上のもの

十八万五千円

建築物の総戸数が一戸のもの

建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの

建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの

建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの

建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの

建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの

建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの

建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの

建築物の総戸数が三百一戸以上のもの

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの

イ 住戸の部分（人）	建築物の総戸数が一戸のもの	を											
		(ハ) 非住宅の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。	途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの

<p>の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。</p>	<p>ロ 共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以</p>
<p>建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの</p>	<p>建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの</p>
<p>建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの</p>	<p>建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの</p>
<p>建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの</p>	<p>建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの</p>
<p>建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの</p>	<p>建築物の総戸数が三百一戸以上のもの</p>
<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの</p>
<p>当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの</p>
<p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの</p>

<p>ハ 非住宅の部分 (住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分 をいう。 以下同じ。)</p>	<p>下同じ。)</p> <p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの</p>
--	---

に改め、

<p>イ 住戸ごとの申請の場合</p>	<p>申請戸数が一戸のもの</p> <p>一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二戸以上五戸以下のもの</p> <p>一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が六戸以上十戸以下のもの</p> <p>一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの</p> <p>一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの</p>	<p>三万五千円</p> <p>六万九千円</p> <p>九万七千円</p> <p>十三万七千円</p> <p>十九万七千円</p>
---------------------	---	--

を削り、

ロ 一の建築物の申請の場合	(イ) 住戸の部			
建築物の総戸数が一戸のもの	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの
建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が五十一戸以上百戸以下のもの 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が百一戸以上二百戸以下のもの 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの 一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が三百一戸以上のもの	二十八万三千円 三十八万五千円 五十万八千円 六十万円		

(ロ) 共用廊下等の部分	(ハ) 非住宅の部分
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの
当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの
当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの
当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの
当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの
当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの

を

ロ 共用廊 下等の部 分	イ 住戸の 部分
当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	建築物の総戸数が一戸のもの
当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの
当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの
建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの
建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの
建築物の総戸数が二百一戸以上二百戸以下のもの	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの
建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの

を削り、

ロ 一の建築物の申請の場合	(イ) 住戸の部分	
建築物の総戸数が一戸のもの	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの 一万九千円
建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの 三万二千元
建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が五十一戸以上百戸以下のもの 五万八千円
建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が百一戸以上二百戸以下のもの 九万三千元
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの 十二万二千元
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が三百一戸以上のもの 十三万四千元

(ロ) 共用廊下等の部分	(ハ) 非住宅の部分
<p>建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの</p> <p>建築物の総戸数が三百一戸以上のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの</p>

を

ロ 共用廊 下等の部 分	イ 住戸の 部分	
当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの
	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの
	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの
	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの
	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの
	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの
	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの
	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの

イ 住戸ごとの申請	申請戸数が一戸のもの	一万八千円
ハ 非住宅の部分	<p>に改め、</p> <p>当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が一千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの</p>

の場合

一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二戸以上五戸以下のもの	三万七千円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が六戸以上十戸以下のもの	五万二千円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	七万四千円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	十万八千円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	十五万九千円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	二十二万一千円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	二十九万一千円
一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が三百一戸以上のもの	三十四万二千円

を削り、同部備考を削る。

別表三の部三の項中

イ 住戸
ごとの
申請の
場合

当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	九千七百円
当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二万一千円
当該住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	四万六千円
当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	八万一千円

を

削り、

ロ 一の建築物の申請の場合

(イ) 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）

(ロ) 非住宅部分

を

イ 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下この

表において同じ。）

ロ 非住宅部分

に改め、

イ 住戸ごと
の申請の場
合

当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	六万九千百円
当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十一万六千円
当該住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十九万六千円
当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	二十八万一千円

を

削り、

ロ 一の建築物の申請の場合

(イ) 住宅部分

(ロ) 非住宅部分

モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第十條第一号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。四の項において同じ。）による

標準入力法等（実際の設計仕

を

<p>ロ 非住宅部分</p>	<p>イ 住宅部分</p>	<p>様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。四の項において同じ。）による場合</p>
<p>モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第十条第一号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負</p>		

イ 住戸ごと の申請の場 合	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	<p>「荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。四の項において同じ。）による場合</p> <p>標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基準定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。四の項において同じ。）による場合</p>
	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	
	六千九百円	
	一万五千円	

に改め、同部四の項中

を

削り、

ロ 一の建築物の申請の場合

(イ) 住宅部分	(ロ) 非住宅部分
----------	-----------

を

当該住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの

三万二千元
五万七千元

イ 住戸ごと の申請の場 合	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四万八千五百円 八万一千円
ロ 非住宅部分	に改め、	を
イ 住宅部分		

削り、

ロ 一の建築物の申請の場合

(イ) 住宅部分

(ロ) 非住宅部分

モデル建物法による場合

を

当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの

当該住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの

十九万七千円

十三万八千円

標準入力法等による場合

イ 住宅部分

ロ 非住宅部分

モデル建物法による場合

に改め、同部備考二中「の(ロ)」を削り、同部備考十一

標準入力法等による場合

から備考十三までを削り、同部備考十四中「一の建築物の」を削り、同部備考十四を同部備考十一とし、同部備考十五中「一の建築物の」を削り、同部備考十五を同部備考十二とし、同部備考十六を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十八号）の施行の際、現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十四条第一項の認定を受けている又は同法第五十三条第一項の規定による認定の申請がなされている低炭素建築物新築等計画の同法第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の東京都都市整備局関係手数料条例別表二の部二の項の規定は、なおその効力を有する。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十七号）の施行の際、現に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第三十五条第一項の認定を受けている又は同法第三十四条第一項の規定による認定の申請がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第三十六条第一項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の東京都都市整備局関係手数料条例別表三の部四の項の規定は、なおその効力を有する。

（提案理由）

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十八号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十七号）の施行を踏まえ、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請等に関する手数料に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。